



Title	日本の行政手続法と行政手続条例における重要な法律問題：申請権を中心にした日本の行政手続法制の特徴
Author(s)	黄, 建三
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41341
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	黄 建 三
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 4 3 4 7 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 11 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科公法学専攻
学 位 論 文 名	日本の行政手続法と行政手続条例における重要な法律問題 ——申請権を中心にした日本の行政手続法制の特徴——
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 村 上 武 則 (副査) 教 授 森 信 茂 樹 助教授 高 橋 明 男

論 文 内 容 の 要 旨

日本は現在、行政の在り方に関し、大激動期にある。行政手続法および地方分権推進法の制定を始め、まもなく情報公開法が制定されようとしている。かつ中央省庁再編成法もまもなく現実のものとなろうとしている。行政に対して、きつい言葉で表現すれば「劇薬」が、スマートな表現でもってするならば「標準装備」が整備されつつある。

このような法の動きの中で、行政手続はどのように捉えられるべきなのであろうか。わたしは、行政手続に関し、国の法律である行政手続法と地方公共団体の行政手続条例を総合的に認識・分析することを心がけた。そして、行政手続に関し最も重要と思われる諸問題に対してどのように考察すべきかを、特に法解釈の角度から検討してみた。

そこでまず行政手続法および行政手続条例における現行の規定を前提として、その枠組みを正しく認識するために、概念の整理を試みた。

次いで、とりわけ国民の手続法的な申請権の尊重を意識しながら、現行日本の手続法制度の下で、どのように申請権を確立すべきかを考察した。その際、申請権をめぐる学説および判例を分析した。結論的には申請拒否処分に対しても、意見を述べる機会を保障すべきではないかということを、ドイツの理論を参考にしつつ、本論文で主張した。その根拠として、申請拒否処分に対して意見を述べる機会を保障しても、けっして行政の能率を害することなく、また本来は行政の能率よりも、国民の権利保護の観点の方を重視すべきではないかということを述べた。

このような考察に基づきつつ、とりわけ給付行政の分野においては、国民の配分参加権 (Teilhaberecht) が保障されるべきであり、そのことを前提として、実体的な権利ばかりでなく、行政手続の側面においても、申請権が尊重されるべきであって、申請を拒否する決定に対しては、それが処分であれ、契約の拒否であれ、公行政としての給付行政においては、事前手続として、相手方国民に対して、意見を述べる機会を適正に保障すべきと考えた。そのことが、アリストテレスの正義にもかない、かつ法治国家原理にも相応するのではないかと考えた。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、日本の行政手続法のあり方に関し、国の行政手続法及び地方公共団体の行政手続条例に関する法律問題を細かく分析するとともに、ドイツの行政手続法における基本問題を比較法的に検討し、かつアリストテレスの正義

論や、欧米とアジアとの宗教文化の相違にもふれつつ、非常に多角的な視野に基づいて、日本行政手続制度の独自性を検討するものである。

このような一般的考察を踏まえながら、本論文は、とくに申請手続の問題に重点を置き、とりわけ申請拒否処分に対する聴聞権の付与に関し、詳細に、具体的な事例、該当する諸法令、諸判例を参照するとともに、現行の国の行政手続法の場合には事前の聴聞権が与えられていないことに対して、憲法上も立法政策上も疑義があるとする。

しかし、本論文は、地方公共団体の独自の手続条例の意義、とりわけ、申請拒否処分に対して事前に意見を述べる機会を保障している広島県条例等にもふれつつ、法律と条例との関係、地方自治権の意義、および広島県条例の運用の実態についても論じ、日本の地方自治の意義を積極的に評価する。

このような研究成果を、本論文は、地方自治権があまり保障されていない現在の台湾の実状を見ながら、将来の母国台湾に活かそうと志向しているものである。

以上のように、本論文は、広い視野と詳細な資料やヒヤリングに基づいて、とくに申請拒否処分と聴聞権とのかかわりを考察するものであるが、この分野における独創性ある論文として価値があり、博士の学位を授与するに値するものと評価されうる。